

札幌市告示第 5178 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 20 日

札幌市長 秋 元 克 広

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部総務課庶務係 電話 (011) 211-2906

メールアドレス kankyo-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

ごみ焼却灰輸送業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 予定数量 発寒清掃工場分 300 トン、駒岡清掃工場分 5,500 トン、白石清掃工場分 15,000 トン

(6) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするが、契約金額は入札書に記載されたそれぞれの単価に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する各金額は 1 円以上 1 円単位とし、各金額欄が空欄若しくは 0 円で入札されたものは無効とする。

また、札幌市から指示があった場合は、各清掃工場から最終処分場への搬送を実施するが、その場合は以下の金額を契約金額とする。

ア 発寒清掃工場から積み込む場合

発寒清掃工場から積み込む入札単価に 0. 2 7 9 3 を乗じ、1 円未満を切り捨てた金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする（端数は切り捨てない。）。

イ 駒岡清掃工場から積み込む場合

駒岡清掃工場から積み込む入札単価に 0. 2 4 4 9 を乗じ、1 円未満を切り捨てた金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする（端数は切り捨てない。）。

ウ 白石清掃工場から積み込む場合

白石清掃工場から積み込む入札単価に 0. 2 0 8 2 を乗じ、1 円未満を切り捨てた金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする（端数は切り捨てない。）。

3 発注方法

この業務は、単体企業又は特定共同企業体による共同請負方式である。

4 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は、下記(1)及び(2)に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 単体企業及び特定共同企業体の全ての構成員が下記 5 (1)～(4)及び(8)～(10)に掲げる条件を満たしていること。ただし、特定共同企業体で入札に参加しようとする場合で、鉄道輸送のみを担当する者は、下記 5 (4)の条件は必要としない。
- (2) 単体企業及び特定共同企業体の構成員の代表者が下記 5 (5)～(7)に掲げる条件を満たしていること。
- (3) 特定共同企業体により参加しようとする者は、下記 6 に掲げる特定共同企業体の結成条件を満たしていること。

5 単体企業及び特定共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に該当する者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 8 (4)の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 一般廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物収集運搬業許可証を有する者であること。
- (4) 仕様書に記載のある使用機材の確保が可能な者としての証明（車検証写、車両確保に関する計画書等）を提出できること。
- (5) 直近の年次決算において債務超過でないこと。
- (6) 以下の 3 つの要件のうち、1 つでも満たしていること。
 - ア 直近 3 年間の経常損益の平均値がマイナスでないこと。
 - イ 直近の年次決算において、経常損失が生じていないこと。
 - ウ 自己資本比率が 40%未満でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体が委託する同種業務を 1 年以上履行した実績（平成 31 年 4 月 1 日以降に完了したものに限る。）を有すること（再委託として履行した場合を除く。）。
- (8) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

6 特定共同企業体の結成条件

特定共同企業体により入札参加を希望する者は、次の結成条件を満たした共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が２者以上であること。
- (2) 各構成員が本業務の入札において２以上の特定共同企業体の構成員とならないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の特定共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 特定共同企業体の代表者は、円滑な業務遂行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

7 入札参加条件

- (1) この競争入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す書類（上記５(3)～(7)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類）を、下記の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出場所
上記１に同じ。
- (3) **資格書類受領期限**
令和７年２月１７日（月）１５時００分（送付の場合は必着のこと。）

8 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記１に同じ。
- (2) 入札説明書について
環境局ホームページにて公開する。また希望するものには、上記１の場所にて交付する。
- (3) 現地説明会
希望者に対しては、現地にて説明を行うので、令和７年１月２０日（月）１６時００分までに上記１に申し込むこと。詳細は入札説明書による。
- (4) **入札書受領期限**
令和７年２月２１日（金）１０時００分（送付の場合は必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
令和７年２月２１日（金）１３時２０分
札幌市役所本庁舎１２階 環境局会議室
- (6) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

9 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除。
- (3) 契約保証金 要。
契約を締結しようとする者は、各工場から積み込む焼却灰１トン当たりの各

契約金額に各予定数量を乗じた金額を合計した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望するものは、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured:
Transportation business of garbage incineration ash
- (2) Time limit for tender: 15:00 on February 17 (Mon.), 2025
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Environmental Planning & Waste Management Department, Environmental Bureau, Sapporo Municipal Government, Kita 1-jo Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8611 Japan. TEL 011-211-2906